

# 税の申告準備はお早めに！

【国税務課 74-1008】

来年2月中旬から

申告相談が始まります

期間中は、会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告の受付待ち時間短縮のため、次のことについてご協力をお願いします。

■待ち時間を減らすために

医療費の計算や営業・農業等の収入と経費の計算がされていない場合は、自書コーナーにご案内することになります。待ち時間の短縮のため、事前の資料整理にご協力をお願いします。

■営業・農業等の収支計算をする場合

あらかじめ、毎月の収入金額や領収書を整理して、項目別に確認ができるよう、分類・集計の準備をお願いします。

※平成26年1月から、営業・農業等の事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要になりました。記帳にあたっては、売上等の収入金額や仕入れその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、請求書や領収書等の書類とともに5〜7年間保存する必要があります。（記帳は、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています）

■医療費控除の申告をする場合

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などを添付すると、明細書の記入を省略できます。令和元年分までの申告については、今までどおり、領収書の添付によることもできますので、領収書は「医療を受けた人ごと」、「病院・薬局ごと」に分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。また、医療費の払い戻しや、生命保険などの補てんを受けた場合は、その金額がわかる資料を準備しておいてください。

■領収書等の注意事項

領収書や証明書は、必ず原本の準備をお願いします。

◎収入が公的年金のみの方

収入が公的年金のみの方は、年金支払者（日本年金機構等）から町に年金情報が通知されてきますので、町・県民税の申告は必要ありません。

ただし、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を追加する場合や、源泉徴収されている所得税の還付を受けたい場合は、申告が必要になります。

## 譲渡所得・青色申告等の申告相談について

毎年、山口県大島防災センターで開催していましたが、柳井税務署の「出張申告相談」につきましては、昨年からは行わないことになりました。大変お手数ですが、次のような申告を希望される方は、柳井税務署で申告相談をしていただきますようお願いします。

- 株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得
- 青色申告 ○損失申告 ○初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告

## 申告の際は、マイナンバーの提示が必要です！

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、令和2年度町・県民税申告書および令和元年分所得税確定申告書の提出の際には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。

必要な本人確認書類は次のとおりです。

### マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちください。マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。

### マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であることの確認書類が必要なため、確認書類①と②をお持ちください。

#### 確認書類① マイナンバーの確認書類

例）通知カード、住民票の写しまたは記載事項証明書等

#### 確認書類② マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

例）運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ（※写真表示のない身元確認書類（保険証等）の提示のときには、2種類以上の書類が必要です。（例）保険証とキャッシュカード等）